

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

令和 8 年 10 月 26 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
埼玉県済生会加須病院
院長 板橋 道朗

埼玉県済生会加須病院の「エアコンの分解洗浄」について、公募型プロポーザルを次の通り実施するので公告する。

1. プロポーザルに付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 件名 | 埼玉県済生会加須病院「エアコンの分解洗浄」 |
| (2) 履行場所 | 埼玉県済生会加須病院（埼玉県加須市上高柳 1680 番地） |
| (3) 用途 | 病院（304 床） |
| (4) 延床面積 | 23,052.15 m ² 地上 7 階建 |
| (5) 敷地面積 | 41,380 m ² |
| (6) 契約期間 | 2027 年 2 月 1 日～2030 年 1 月 31 日（3 年）契約延長あり |
| (7) 選定方法 | 公募型プロポーザル |

2. 参加資格について

プロポーザルに参加できるのは、以下の条件をすべて満たす企業とする。なお、共同企業体での参加を可とする。

- (1) プロポーザル参加資格確認申請書の受付日から契約締結までの期間に、埼玉県及び加須市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 関東県内に本社または支店機能を有する事務所を設置していること。
- (6) 過去 10 年以内に病院・クリニック・福祉施設の医療関係施設での業務遂行実績を有すること

3. 担当部署

- ① 所在地 〒347-0101 埼玉県加須市上高柳 1680 番地
- ② 施設名 埼玉県済生会加須病院
- ③ 担当部署 用度管財課 鈴木、向山
TEL 0480-53-5918 FAX 0480-70-0889
E-Mail : youdokanzaika@saikazo.org

4. 仕様書等の交付期間及び交付場所

- ① 期間 令和 8 年 10 月 26 日（月）～令和 8 年 11 月 12 日（木）
- ② 場所 埼玉県済生会加須病院のホームページよりダウンロードすること。

5. 質疑書の提出

- ① 期間 令和 8 年 10 月 26 日（月）～令和 8 年 11 月 12 日（木）17 時まで
- ② 場所 3 に同じ。
- ③ 提出方法 上記期間に、上記場所に電子メールにて提出すること。なお、電話にて、3 に受信確認を行うこと。
質疑書（様式 5）に必要事項及び質疑内容を記入の上、ファイル形式を変更せず電子メールの添付ファイルとして送信すること。
- ④ 回答方法 令和 8 年 11 月 18 日（水）までに、上記の期間内に受け付けた質疑をまとめ、全質問者に電子メールにて回答する。

6. 参加申請について

- ① 期間 令和 8 年 10 月 26 日（月）～令和 8 年 12 月 3 日（木）の 9 時から 17 時まで
※土曜、日曜、祝日を除く
※12 時から 13 時を除く
※来院時間は事前に調整すること
- ② 場所 3 に同じ。
- ③ 提出方法 上記期間に、上記場所に持参。郵送、電子メールでの提出は認めない。
詳細はプロポーザル実施要領による。

7. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) プレゼンテーション及びヒアリング対象者

参加資格を有し予定価格範囲内である者について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリング実施の採・否についての連絡は下記の記載の通りとする。

① 連絡期日 令和8年12月7(月)17時までに連絡

② 連絡方法 電子メールにて通知する。

※受信確認の電話連絡をする

※詳細はプロポーザル実施要領による

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの日時

① 日 時 令和8年12月中旬

※詳細はプロポーザル実施要領による

8. その他

- (1) 参加申請書及び他の提出書類の作成説明会は行わない。
- (2) 参加申請書及び他の提出書類の作成に要する費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加申請書及び他の提出書類は、返却しない。
- (4) 本公告に示した参加資格のない者の行った申請書又は提出資料に虚偽の記載をした者の行った提案は失格とする。
- (5) 企画提案書を提出した参加者が参加を辞退する場合は、辞退届(様式4)を3に提出すること。
- (6) 本公募型プロポーザルに参加する者及び関係者が、公平な競争を妨げる行為をした場合は、参加資格を喪失する。
- (7) 競争に参加する資格を有しない者のした提案、日付・金額・氏名・印鑑及び重要な文字の誤った記載や記載漏れは失格とする。
- (8) 企画提案書の提出期限に遅れたものは、失格とする。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をしたもの、または実施要領に違反したものは、失格とする。

以上